

ポスト「国民国家」における Citizenship 概念の新たな展開
——イギリスを例に—— (III・完)

高 佐 智 美

はじめに

第一章 イギリスにおける国籍・市民権法制

第一節 一九四八年国籍法～形式的 citizenship の創設

第二節 本格的な移民制限の実施～実質的 citizenship に向けての過渡期

第三節 一九八一年国籍法制定～実質的 citizenship の創設（以上、五三号）

第四節 小括

第二章 EU市民権の誕生～超国家の citizenship ～

第一節 EU市民権概観

第二節 イギリスへの影響（以上、五四号）

第三節 小括

第三章 イギリスにおける「分権（devolution）」～新たな citizenship の多様性

第一節 イギリスにおける「分権」の源流

第二節 レフュレンダムの背景

第三節 EUにおける地域政策

おわりに／イギリスにおける「多文化主義」とcitizenshipの多義的意味

第三節 小 括

EU市民権の概念は、従来の「国民国家」の枠組みを超える新しい概念として評価することはできないが、それでもなお、経済的な目的に限定されているとはいえ、その加盟国に一定の「門戸開放」を認めさせたことの意義は大きいだろう。イギリスはシェンゲン協定には加盟していないが、他方、難民がEU加盟国複数に難民申請を行えないようにする一九九〇年のダブリン協定には加盟している。シェンゲン協定の難民に関する規定とダブリン協定のそれは類似しており、消極的な形とはいえ、イギリスもEU全体の移民政策にある程度組み込まれざるを得ない状況にあるといえよう。

また、一九九八年に制定された人権法 (the Human Rights Act 1998) も、議会を拘束しない（議会主権はそのまま）、国内法が人権条約に違反していても裁判所（高等法院以上の上級裁判所のみ）は「不一致の宣言」をするにとどまる、などの限界はあるものの、ヨーロッパの人権「基準」を明文で国内に取り入れるといふことは、それまでのイギリス独自の「人権」概念が何らかの修正を迫られる可能性も含めて、イギリスがヨーロッパ、あるいはEUに今まで以上に影響を受けざるを得ない状況になりつつあることを意味する。EUが示す新たな国家間体制からの影響も含めて、イギリスが広くその憲法、すなわち国家の基本的枠組みのあり方という点において新たな岐路に

立派なものは確かにある。

イギリス国内で起るている、こうした憲法上の「改革」は人権規定のあり方だけにとどまつていい。citizenship から観点からすれば、イギリス独自の多義的な citizenship 概念の源流ともいえる、イギリス国家の成り立ちに関わる分野においても新しい動きが出てきている。すなわち、スコットランド、ウェールズといった地方への「分権 (devolution)」の推進である。このように、イギリスにおいては、国外の超国家的な EU の創設だけでなく、国内の下位国家レベルにおいても、従来の「国民国家」体制が新たな変革を迫られている（そしてまた、このような下位国家主体の尊重は EU の新しい課題でもある）。

以下、最終章においては、何とした国外だけでなく国内での「改革」が今後の国家、あくまで citizenship のあり方にどのような影響を与えていくのかについて、各地方における「ナショナル・アイデンティティ」の特色も含めて検討していく。

第三章 イギリスにおける「分権 (devolution)」～内なる citizenship の多様性

イギリスにおける複雑な国籍・市民権の捉え方を理解するためには、citizenship の重要な側面の一つであるナショナル・アイデンティティに目を向ける必要がある。

周知のように、イギリス本邦は元々イングランドを中心として、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドという、それぞれ独自の文化、宗教、言語を持つ地域から構成されている。

これらの地域、特にスコットランド及びウェールズにおいては、多かれ少なかれ、常にその独自性（極端な場合

はその地域の「ナショナリスト」いにのみ「独立」の主張)が意識されている。

それが最高潮に達したのが、一九六〇年代中頃～一九七〇年代にかけての「分権 (devolution)」の動きである。⁽²⁾この時点では結局期待された成果は得られなかつたが、労働党が政権を獲得した一九九七年の総選挙以後、再びこの流れは息を吹き返し、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドは広範な自治権を認められる」ととなつた。

以下、い)のような動きを概観した上で、それが現代における citizenship の再定義にいかなる意義をもつのかを考察する(なお、北アイルランド、北アイルランドとイギリスの関係については、本稿では扱わない)。

第一節 イギリスにおける「分権」の源流

イギリス、正式には「グレートブリテン・北アイルランド連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)」は単一国家ではあるが、元々はその名通りイングランド、スコットランド、ウェールズ、及び北アイルランド(一九二一年まではアイルランド)からなる一種の「連合」国家といふ。

ウェールズとは元々古代英語で「ゆそ者 (Wealhas)」を意味する。イングランドを支配したアングロ・サクソン人にとって、西方のウェールズに住むケルト民族はまさに「異端者」であった。何度もイングランドからの侵略に脅かされつゝも、ウェールズは独立を守っていた。しかし、一二八一年に、エドワード一世が当時のウェールズ王スウェリン・アプ・グリフヤズ (Llywelyn ap Gruffydd) を破つたことにより、ウェールズはイングランドの支配下となつた。そして一二〇一年には、ウェールズ北部のカナーヴォンで生まれた後のエドワード一世が「プリンス・オブ・ウェールズ」に叙せられた。い)のような融和策にもかかわらず、ウェールズの反乱はしばしば起り、

一四〇〇年から一四〇八年の間、オウエン・グリンドウ (Owain Glyndŵr) が事実上ウェールズの支配者となつたことであった。しかし、一五三六年と一五四二年の「ウェールズ統合法」によつて、ウェールズは行政的にイングランドに編入され、イングランドと同じ法律が施行されることとなり、裁判所の言語もウェールズ語から英語に統一されることとなつた。

他方、スコットランドはウェールズよりも長い間独立を守つてきた。一六〇三年にスコットランドのジョームズ六世がイングランド国王ジョームズ一世になつたが、これはあくまでも同じ国王を冠するというだけの関係であり、政治的には別個の共同体であった。一七〇七年の「統合法 (Act of Union)」によつてスコットランド議会が閉鎖され、その権限がイングランド議会に委譲されたことで、スコットランドはイングランドと結合し、ここで初めて「グレートブリテン連合王国」が誕生した。しかし、スコットランド独自の司法制度と教育制度、そして人々の生活に多大な影響を持つていた教会組織はそのまま維持されたため、スコットランドの生活はその後もイングランドに「同化」することはなかつた。その一方で、スコットランドの利害をウェストミンスターにより反映させるため、一八八五年にはスコットランド省 (Scottish Office) が設立され、スコットランド内部の問題についての責任を負うようになつた。

一九六〇年代中頃、地域経済の不振(特に南東イングランドとそれ以外の地域格差)、及び当時政権を握つていた労働党に対する幻滅から、スコットランド及びウェールズでは政治の面で強力なナショナリズムが復活した。スコットランドでは、独立を唱えるスコットランド民族党 (Scottish National Party: SNP) が今までになく有権者の支持を集めようになり、その支持率は三〇%にも達した。他方、ウェールズのナショナリスト政党である、ウェールズ民族党 (Plaid Cymru) も、その支持はむしろウェールズ語圏に限定されてはいた

ものの、それでも全体で一・一%の支持を集めめた。⁽³⁾ 一九六四年にはスコットランドに統いてようやくウェールズ省（Welsh Office）が設置され、医療や教育、経済開発の分野での「分権」が進んだ。⁽⁴⁾ さらに一九六七年にはウェールズ語法が制定され、裁判所を含めた公的機関におけるウェールズ語の使用が認められるようになった。これは一五三六年の統合法によつて裁判所でのウェールズ語の使用が禁止されて以来四三〇年ぶりのことであった。

ウェイルソン政権下の一九六九年には憲法に関する調査委員会が設立され、中央政府と地域の関係が検討された。

一九七四年には、この委員会のレポートに基づき、スコットランド及びウェールズにおける「分権」についての法案が提出された。この法案をめぐつては賛成派と反対派が激しく対立していたため、一九七七年二月の会期では結局可決されなかつたが、次の会期には修正案を提出することが確認された。その言葉通り、次の会期ではスコットランド、ウェールズそれぞれ別個の法案が提出された。今回は労働党と自由民主党が手を結んだことにより、法案はスムーズに通過した。しかし、これら法律に対するレフェレンдумでスコットランド及びウェールズの有権者から四〇%以上の賛成を得られなければ、緊急勅令（order-in-council）で当該法律が廃止されることとされた（四〇%ルール）。⁽⁶⁾ 一九七八年スコットランド法及びウェールズ法は女王の裁可を得て、一九七九年三月にそれぞれの地域でレフェレンдумが実施された。

スコットランドでは有権者の六三・六%（約二三八万四四〇〇人）が投票、そのうち五一・六%（約一二三万六人）が賛成、四八・四%（約一一五万三五〇〇人）が反対であったが、有権者全体（約三七四万七〇〇〇人）で見ると三一・九%の賛成しか得られなかつた。また、ウェールズでは有権者の五八・八%（約一一九万九〇〇〇人）が投票、そのうち賛成は二〇・三%（約二四万三〇〇〇人）、反対は七九・七%（約九五万六三〇〇人）、有権者全体では賛成はわずか一一・九%であった。結局、両法案とも法案成立に必要な賛成を得ることができなかつたた

め、一九七九年の「分権」は成立しなかつた。⁽⁷⁾

この時期のナショナリズムの昂揚にもかかわらず、スコットランド及びウェールズの双方において必要な四〇%以上の賛成が得られなかつた要因については様々な分析がなされているが、労働党政権 자체の不人気、そしてそのナショナリズムゆえに提示された「分権」の内容が非常に限られたものであつたことに対するなどが指摘されている(詳しく述べ後述)。

一九七九年にサッチャー率いる保守党が政権を獲得してから「分権」をめぐる議論はほとんど進展しなくなつた。新右翼の流れを汲むサッチャーにとって「分権」は「一般市民に対する一部の専門家による陰謀であり、市場の自由を制限するものであり、そして、イギリス経済の近代化を妨げるコーポラティズムの温床」であつたため、その政権下では政・労・使の協調路線が否定されるとともに、地方自治や大学自治などが浸食された。⁽⁸⁾

このようなサッチャー政権の政策は、元々地方自治やコーポラティズムが発達していたスコットランドにおいて強い反発を招くことになつた。⁽¹⁹⁾彼らはロビー活動などを通じてこれらの政策を阻止しようとしましたが、不十分な組織力のために満足の得る結果が得られないことが分かると、今度は一九七九年に失敗したスコットランド議会の発足という考えが再浮上してきた。こうして、一九八八年には、労働党及び自由民主党(SNP)及び保守党は不参加)の協力の下、教会、組合、地方政府などの代表からなる非公式の「スコットランド憲法会議」が結成され、スコットランド議会の設立が提案された。憲法会議は一九九五年、その最終報告の中で、一二九名の定員からなるスコットランド議会の創設、その議会は所得税の税率を変える権限や国防や外交といったウェストミンスターに留保されている以外のあらゆる事項について立法権を有することなどを提案した。⁽¹¹⁾ウェールズでも一九九二年にウェールズ労働組合会議(Trade Union Congress)から「ウェールズ憲法会議」の設立が提案されたが、これはむしろウェ

ルズ労働党に対して、より真剣に「分権」に取り組むようプレッシャーをかけること自体が目的であった。⁽¹²⁾

こうした一九九〇年代初期のナショナリズムの復権は経済的な理由にも基づいていた。地域の発展、特に一九八〇年代のイギリス政府による自由放任主義政策に対抗する意味でのヨーロッパの中での発展が再び重要なテーマとなつた。同時に、現在主要な課題となつてゐる、「分権」も含めた憲法改革をめぐる議論も進んでいた。⁽¹³⁾

こうした中、一九九七年の総選挙で労働党が勝利し、政権を獲得すると「分権」は一気に進展した。労働党政権はさっそく一九九七年第一会期議会において、「分権」に関する政府案に対して、レフ・エレンダムをスコットランド及びウェールズで実施するための法案を提出した。また、スコットランド及びウェールズでの「分権」に関する白書も出版された。⁽¹⁴⁾

レフ・エレンダムは一九九七年九月に実施された。スコットランドのレフ・エレンダムはウェールズよりも一週間早く行われた。スコットランドでは、スコットランド議会（Scottish Parliament）の創設を望むかどうか、及びその議会に対して税率を変更する権限を付与するか、の二点が質問された。投票率は六〇・四%（約二三八万九〇〇〇人）で、そのうち第一の質問に対する賛成は七四・二%（約一七七万五〇〇〇人）、第二の質問に対する賛成は六三・五%（約一五一万二九〇〇人）がそれぞれ賛成と答えた（有権者全体の賛成者数は四四・七%）。

他方、ウェールズのレフ・エレンダムでは、ウェールズ会議（Welsh Assembly）の創設を望むかどうかの一点が質問された。投票率は五〇・一%（約一一一萬二二〇〇人）で、そのうち五〇・三%（五五万九四一九人）が賛成、四九・七%（五五万二六九八人）が反対と、僅差（六七二一票差）で賛成が反対を上回った（表参照）。ウェールズでは有権者全体では二五%の賛成しか得られなかつたが、今回は一九七九年の時と異なり法的拘束力はなく、四〇%ルールもなかつたので、一九九八年にそれぞれスコットランド法（the Scotland Act of 1998）とウェールズ政

表1 1997年のレフェレンダムの結果

	投票率	投票結果	
		賛成	反対
スコットランド	60.4%	賛成	反対
(a) スコットランド議会の創設について		1,775,045 (74.3%)	614,000 (25.7%)
(b) 税率決定権を持つことについて		1,512,889 (63.5%)	870,263 (36.5%)
ウェールズ	50.1%		
ウェールズ議会の創設について		559,419 (50.3%)	552,698 (49.7%)

出典：Bridget Taylor & Katarina Thomson, eds., Scotland and Wales: Nations Again? (CREST, 1999) p. xxviii.

府法 (the Government of Wales of 1998) が成立し、二〇〇〇年以降スコットランド議会はイギリス議会の制定法の範囲内で、税率の決定も含めた独自の立法を行うことができるようになった。他方、ウェールズ議会は教育、都市計画、経済といった限られた分野についての決定権を持つこととなつた。

第二節 レフェレンダムの背景

第一項 スコットランドにおける変化

上述のように、一九七九年のレフェレンダムでは有権者の六三・六%のうち半数近くが「分権」に賛成したが、反対者数の数もそれと拮抗しており、有権者全体では賛成者数は四〇%にも満たなかつた。他方、一九九七年のレフェレンダムでは、一九七九年とほぼ同じ投票率だったが、そのうちの七割近くが「分権」に賛成した。この相違はどこから來たものだろうか？（スコットランド及びウェールズにおけるレフェレンダムの結果については表一を参照）⁽¹⁵⁾

一九七九年及び一九九七年のレフェレンダムの投票行動を、投票者の社会的地位別（持ち家があるか、どの政党を支持しているか、労働者階

表2 1979年と1997年のレフェレンダムの結果と社会的特徴の相関関係

	1979年 (%)				1997年 (%)			
	賛成	反対	棄権	(人)	賛成	反対	棄権	(人)
年 齢	38	34	28	196	49	15	35	164
18—34	39	34	27	235	57	14	27	257
35—54	24	49	27	90	65	17	16	94
55—64	41	41	18	124	52	26	21	161
65+								
住 宅								
自宅所有者	29	51	20	263	52	21	25	423
非所有者	43	29	29	385	61	9	30	253
支持政党								
保守党	17	63	21	199	15	59	26	123
労働党	44	27	29	243	66	7	27	336
自由民主党、他	34	39	27	62	45	32	23	51
S N P	77	3	21	68	76	7	22	122
ナショナル・アイ ディンティティ								
スコティッシュ	46	33	21	356	57	16	26	621
ブリティッシュ	24	45	31	246	46	26	27	373
イングリッシュ	27	64	9	11	38	29	33	28
階 級								
労働者	41	32	27	446	64	8	27	479
非労働者	29	50	21	202	52	20	26	197
職 業								
肉体労働	45	28	27	242	62	7	30	302
非肉体労働	33	43	24	406	50	24	24	374

出典：Taylor & Thomson, p.43.

級か否か、肉体労働に従事しているか否か)に分類した表二によると、一九七九年のときには反対にまわったいわゆる中々上流階級の人々(持ち家があり、肉体労働に従事しておらず、自らを非労働者階級と認識している人々)の過半数が一九九七年のときには賛成にまわっている。このことから、一九七九年と異なり、一九九七年には一般に広く「分権」が受け入れられたということがわかる。また、一九七九年の場合も一九九七年の場合も、イギリス全体における政党の力関係が重要な背景の一つになっているが、表二一一によれば、保守党的支持者ならびにスコットランド民族党的支持者の投票行動がほぼ変化していないのに對し、労働党的支持者の場合は大きく変化していることからも、一九九七年の場合は労働党政権による一致団結した「分権」キャンペーンが功を奏したことが見受けられる。

ところで、「分権」というと、どうしても「分権」→「独自性」→「独立」という構図が浮かび上がってくるが(特にスコットランドの場合)、今回の投票結果は一九七九年のときよりも一九九七年のときの方がそれだけナショナル・アイデンティティが強くなつた結果なのだろうか?

確かにナショナル・アイデンティティと投票行動をクロスさせた表三を見ると、自らを「ブリティッシュではなくスコティッシュ」、あるいは「ブリティッシュ」と認識している人の八割近くが、スコットランド議会の設立及び課税権の付与に賛成しているのに対し、「スコティッシュ」というよりブリティッシュ、「あるいは「スコティッシュではなくブリティッシュ」と認識している人の賛成は三割弱である。しかし同時に、ナショナル・アイデンティティとスコットランド議会に対する民主主義的な期待感をクロスさせた表四によれば、ナショナル・アイデンティティの認識に関わりなく、スコットランド議会に対する期待が高いことがわかる。このことは、政策全般に関するスコットランド議会への期待に関する表五を見ると、今回新たにスコットラン

表3 ナショナル・アイデンティティとレフェレンダムにおける投票行動

第一の質問につき／第二の質問につき(%)	スコティッシュでありてブリティッシュではない	ブリティッシュというよりスコティッシュ	スコティッシュであると同様ブリティッシュ	スコティッシュというよりブリティッシュ	ブリティッシュであつてスコティッシュではない
賛成／賛成	80	78	46	27	29
賛成／反対	12	8	10	27	7
反対／反対	7	14	42	47	64
反対／賛成	—	—	1	—	—
(人)	157	148	139	16	17

出典：Taylor & Thomson, p.50.

表4 ナショナル・アイデンティティとスコットランド議会に対する民主主義的侧面での期待

スコットランド議会によつて・・・(%)	スコティッシュでありてブリティッシュではない	ブリティッシュというよりスコティッシュ	スコティッシュであると同様ブリティッシュ	スコティッシュというよりブリティッシュ	ブリティッシュであつてスコティッシュではない
スコットランドの統治に対してより発言できるようになる	86	84	70	68	57
イギリス全土においてスコットランドの発言権が増す	77	82	54	50	48
ヨーロッパにおいてスコットランドの発言権が増す	65	70	50	50	25
(人)	213	216	190	23	21

出典：Taylor & Thomson p.51

表5 政策面におけるスコットランド議会への期待

(%)	税金	経済	失業	教育	NHS	福祉
よくなる	0	18	5	28	23	13
少しよくなる	3	46	38	42	42	46
変わらない	20	24	38	25	28	35
少し悪くなる	65	10	15	3	5	4
悪くなる	11	2	3	0	1	1
(人)	657	657	657	657	657	657

出典：Taylor & Thomson p.46

ド議会に課税権が付与されたことによつて、税金の面では「より（税金が）高くなる」であろうと六五%の人が認識しているにもかかわらず、その他の面での政策改善を期待してスコットランドの人々が投票したことが分かる。つまり、単に税金が高くなるか低くなるかという、目先の利害にとらわれることなく（あるいは税金がある程度高くなるという犠牲を払ってでも）、その他の公共政策が改善されること、及びイギリス全土、さらにはEUにおいて一般市民の声がより反映されることを期待した投票行動であったということである。

したがつて、スコットランド議会設立に対する賛成を単純にナショナル・アイデンティティの現れと見ることはできない。が、スコットランド「人」の民主主義に対する期待が強いのは事実であるから、それが高じてより高度な「自治」＝独立へ結びつく可能性も全く否定することはできないだろう。

第二項 ウェールズにおける変化

上述のように、一九七九年の圧倒的反対と異なり、一九九七年のレフュレンダムでは、からうじてではあるが、ウェールズでも「ウェールズ議会」の設立が承認されることになった。この背景としては第一に政治状況の変化がある。労働党政権が推進した一九七九年の「分権」は、特にウェールズにおいては労働党内部から反対の声が挙がり、反対派による組織的な反対キャンペーンも繰り広げられた。彼らは「分権」を、全英における労働者階級の待遇改善という、労働党の従来の政策目標に反するものであり、またその背景にある「地域ナショナリズム」は時代遅れで、むしろ雇用や社会保障、教育といった問題から人々の目をそらすものであると考えたのであつた。

しかし、一九八〇年代の間に、サッチャー政権の中央集権的な政策に対する不満から、労働党内における「分権」への反感はむしろ減少し、コンセンサスが得られるようになつていった。また、ウェールズ省の役割が増大し

表6 1979年と1997年でのウェールズにおけるアイディンティティの変化

(%)	1979年	(人)	1997年	(人)	変 化
ウェールズ語を流暢に話せる	19.7	169	16.5	113	- 3.2
ウェールズで生まれた	78.8	675	72.4	457	- 6.4
ナショナル・アイディンティティ					
ウェルッシュ	58.6	479	62.7	429	4.1
ブリティッシュ	33.5	274	25.7	178	- 7.8
イングリッシュ	7.9	65	6	42	- 1.9

出典: Taylor & Thomson p.100

たことや、一九八八年にはウェールズ語を守るために「ウェールズ言語局 (The Welsh Language Board)」が設立されたことと、「分権」の意識が高まった一因といえるであろう。

それでは、ウェールズにおいては「ナショナル・アイデンティティ」は一九九七年のレフエレンダムと何らかの特記すべき関係がみられたのだろうか? 一九七九年と一九九七年のウェールズにおけるナショナル・アイデンティティの意識を調べた表六によれば、ウェールズ語を話せる人とウェールズ生まれの人の数が若干減少している他の、ナショナル・アイデンティティの意識としては二〇年近い間にそれほど変化はない。しかし、それを投票結果と照らし合わせた表七を見ると、「ウェールズ」であるというナショナル・アイデンティティを持ち、またはウェールズ語を話し、あるいはウェールズに生まれた人が一九九七年のときによりもかなり多く賛成に回っていることが分かる。このことから、少なくとも一九七九年のときよりも一九九七年のときの方がナショナル・アイデンティティの意識が「分権」と結びついていたといえるであろう。

もちろん、ウェールズにおいてもナショナル・アイデンティティでレフエレンダムがすべて説明できるわけではない。表七を見てもわ

ポスト「国民国家」における Citizenship 概念の新たな展開(高佐)

表7 1979年及び1997年のレフェレンダムの結果と社会的特徴の相関関係

(%)	1979年				1997年				変化
	賛成	反対	棄権	(人)	賛成	反対	棄権	(人)	
ナショナル・アイデンティティ									
ウェルッシュ	21.7	42	36.3	479	39.3	25.5	35.1	429	+26.6
イングリッシュ	10.8	33.8	55.4	274	16.4	31.7	53.7	178	+ 7.3
ブリティッシュ	9.5	62.8	27.7	65	14.9	44	41.1	42	+12.2
出身地									
ウェールズ	17.3	47.9	34.8	675	35.8	27.2	37.1	457	+30.3
イングランド	13	51.4	35.6	146	18.1	36.8	45.1	145	+12.8
ウェールズ語を									
話せる	36.1	34.9	29	169	60.6	16.3	23.1	113	+ 28
話せない	11.2	51.6	37.1	614	24.4	33.3	42.5	490	+24.3
支持政党									
労働党	16.7	44	39.3	448	34.4	23.8	41.8	366	+31.6
保守党	7.8	66.2	26	219	7.2	62.3	30.4	138	- 0.2
プライド・カムリ	75.5	6.1	18.4	49	70.8	5.6	23.6	72	+ 0.2
自由民主党	12.3	61.5	26.2	65	18.4	44.9	36.7	49	+12.4
階級（主観）									
中流階級	21.7	53.1	25.1	207	30.1	42.9	27.1	133	+12.2
労働者階級	15.7	46.6	37.7	581	31.6	29.1	39.2	446	+26.8

出典：Taylor & Thomson p.101

かるように、ウェールズ民族党の支持者の賛成は一九七九年のときも一九七九年のときもほぼ一貫して高いのは予想できることがあるが、労働党支持者の場合は、労働党内部の分裂が解決できたことを反映して、賛成はほぼ倍になっている。また、中流階級がほぼ一貫して「分権」に好意的なに対し、労働者階級の支持がほぼ倍になつていて、支持層は違うものの、スコットランドと同様、今回のレフエレンダムが社会全体でコンセンサスを得られていることが分かる。

にもかかわらず、投票率の低さ、及び賛成票の少なさは何に起因するのであらうか?確かに、一九七九年当時と比べると「分権」に向けての下地は作られていたが、ウェールズはスコットランドのように独自の「憲法制定会議」を設立するまでには至らなかつた一方で、レフエレンダムに向けてのキャンペーンも長期間にわたつて行われなかつた。⁽¹⁶⁾また、スコットランド議会と異なり、ウェールズ議会に与えられた権限には課税権といった強いものはなかつたのも、人々の関心を引くのに失敗した原因といわれている。

しかし、ここにもまた人々のナショナル・アイデンティティとの相関関係が見られる。ウェールズは、早くからライングランドと併合されていたことに加え、近年、ウェールズの環境を好んで他の地域から“移住”していく人が増加している(レフエレンダムについてのアンケート調査によれば約四分の一がイングランドの出身である)。⁽¹⁷⁾このような歴史的・社会的背景の下では、人々のナショナル・アイデンティティの意識も複合的なものとなるであろうし、特にウェールズにおいて上述のようにナショナル・アイデンティティとレフエレンダムが結びついて意識されていたならば、複合的なナショナル・アイデンティティを持つ人ほど「分権」に対して反対、とまではいかなくとも、少なくとも懷疑的あるいは無関心となるであろう。これが現れているのが表八及び表九である。まざ表八によれば、ウェールズにおいて「ウェルッシュ」という单一のナショナル・アイデンティティを持つ

ポスト「国民国家」における Citizenship 概念の新たな展開(高佐)

表8 スコットランド、ウェールズ及びイングランドにおけるナショナル・アイデンティティ

(%)	スコットランド	ウェールズ	イングランド
ブリティッシュではなくスコティッシュ／ウェルッシュ／イングリッシュ	33	17	8
ブリティッシュというより、スコティッシュ／ウェルッシュ／イングリッシュ	33	26	18
ブリティッシュ同様、スコティッシュ／ウェルッシュ／イングリッシュ	29	34	49
スコティッシュ／ウェルッシュ／イングリッシュというよりブリティッシュ	3	10	15
スコティッシュ／ウェルッシュ／イングリッシュではなくブリティッシュ	3	12	10
(人)	653	659	2383

出典：Taylor & Thomson, p.125

表9 スコットランド及びウェールズにおけるナショナル・アイデンティティとレフェレンダムの結果

(%)	スコットランド			
	賛成	反対	棄権	(人)
ブリティッシュではなくスコティッシュ	67	6	27	211
ブリティッシュというよりスコティッシュ	60	11	29	211
スコティッシュであると同様ブリティッシュ	44	33	23	188
スコティッシュというよりブリティッシュ	41	34	26	23
スコティッシュではなくブリティッシュ	25	49	27	21
ウェールズ				
ブリティッシュではなくウェルッシュ	43	23	34	106
ブリティッシュというよりウェルッシュ	44	25	32	166
ウェルッシュであると同様ブリティッシュ	26	34	41	227
ウェルッシュというよりブリティッシュ	16	37	47	70
ウェルッシュではなくブリティッシュ	13	45	42	84

出典：Taylor & Thomson, p.129

表10 ウェールズ議会に対する期待とナショナル・アイディンティティ

		社 会 保 障					
(%)		ブリティッシュではなくウェルッシュ	ブリティッシュよりウェルッシュ	ウェルッシュと同様ブリティッシュ	ウェルッシュよりブリティッシュ	ウェルッシュではなくブリティッシュ	その他
かなりよくなる	21	13	9	2	0	9	
少しよくなる	32	44	35	42	26	27	
変わらない	35	37	42	42	68	55	
少し悪くなる	6	4	9	9	4	9	
かなり悪くなる	1	0	4	5	0	0	
(人)	108	158	205	59	78	22	
経 済							
かなりよくなる	18	10	4	3	3	9	
少しよくなる	35	45	31	31	18	18	
変わらない	35	34	43	43	51	50	
少し悪くなる	6	9	14	16	24	23	
かなり悪くなる	2	0	6	7	1	0	
(人)	108	157	206	58	80	22	

出典：Taylor & Thomson, p.82

人は、スコットランドの三三%に比べ、わずか一七%である。他方、程度の差はあれ、「ウェルッシュ」及び「ブリティッシュ」という二つのナショナル・アイデンティティを持つ人は六六%にも上る。そして、表九によれば投票結果は、「ウェルッシュ」と「ブリティッシュ」という二つのナショナル・アイデンティティを持つ人の場合は反対が賛成を上回り、また同時に投票率も一番低くなっている。さらに表七によれば、イングランド生まれの人で投票を行った人はより明確に「分権」に反対を示していると同時に、約半数が投票自体に行つてないことが分かる。

また、ナショナル・アイデン

ティティのメルクマールの一つである言語という点で見ても、ウェーブズ語を話せる人の約六一%が「分権」に賛成であると同時に投票率も高いのに対し、今や圧倒的多数となつたウェーブズ語を話せない人の場合は反対が賛成を上回り、また投票率もかなり低くなつてゐる。ウェーブズ議会に対する期待という点においても、スコットランドと異なり、複合的なナショナル・アイデンティティを持つ人ほど期待度も低いことが表一〇から分かる。

以上のように、ウェーブズにおいては、「分権」とナショナル・アイデンティティが結びついた結果、皮肉にもレフエレンダムの投票行動に、実際のウェーブズ社会における人々の複合的なナショナル・アイデンティティが反映されたともいえよう。

第三項 両者の比較

一九九七年のレフエレンダムは、スコットランドとウェーブズでは対照的な結果をもたらした。両者の相違はどこから来るのか、今まで述べてきたそれぞれの結果を踏まえつつ、比較検討してみる。

まず、ナショナル・アイデンティティという点から見れば、前述の表八にもあるように、ナショナル・アイデンティティの意識が総じて強いのは予想通りスコットランドの方である。これがレフエレンダムにどういう影響を与えたのかを調べたのが表九である。これも予想通り、どちらにおいても「スコティッシュ／ウェルッシュ」の意識が強い人ほど「分権」に賛成であるのに対し、「ブリティッシュ」の意識が強い人ほど「分権」に反対しているのが分かる。両者の違いとしては、前述のようにウェーブズにおいては「ウェルッシュ」の意識が強い人でも「賛成」の割合はスコットランドに比べるとそれほど高くない。他方スコットランドにおいては、「ブリティッシュ」の意識が強い人でも「賛成」の割合はウェーブズのそれのほぼ倍となつてゐる。このことから逆に、ナショ

ナル・アイディンティティに関係なく、ウェールズではスコットランドほど「分権」に賛同が得られていなかつたということが分かる。第二に興味深いのは、前述のようにウェールズにおいては、ナショナル・アイディンティティにおける「ウェルッシュ」の意識が薄まるにつれ、投票 자체にも無関心となる傾向が見られるが、スコットランドにおいて棄権者の割合は、どんなナショナル・アイディンティティを持つていいようとほぼ一定である。つまり、ウェールズにおいてはナショナル・アイディンティティの差が投票率の方に多大な影響を与えたということがわかる。

それでは、もし投票に行かなかつた人が投票していた場合、どんな結果になつたのだろうか? RESTがスコットランドの棄権者の約四分の三、ウェールズの棄権者の約三分の二に実施したアンケートの結果が表一一である。これによれば、スコットランドにおいては棄権者の六四%が「賛成」と答えており、反対はわずか二〇%である。これは実際の投票結果とほぼ同じ割合となつており、のことからこれらの人々が実際に投票していたとしても結果は変わらなかつたこと、つまり、スコットランドにおいては「分権」についてかなりコンセンサスが形成されたことが分かる。他方、ウェールズにおいては棄権者の約半数が「分権」に反対という、スコットランドと全く正反対の結果が出ている。従つてもしこれらの人々が投票に来ていたら、結果は逆になつた可能性が極めて高いといえる。これは前述のように、ウェールズにおける複合的なナショナル・アイディンティティの意識、及びそこから来る「分権」に対する無関心、懐疑心、あるいは期待の低さに由来するものといえるだろう。特に「分権」に対する期待についていえば、スコットランドとウェールズの“温度差”がはつきり出しているのが表一二である。ナショナル・アイディンティティの高まりや今後の地域内における改革の進み具合についての質問のほとんどについてスコットランドの人々が高い期待を寄せているのに対し、ウェールズはせいぜい半数を超える程度の人しか期待を表

ポスト「国民国家」における Citizenship 概念の新たな展開(高佐)

表11 スコットランド及びウェールズの棄権者の投票傾向

(%)	スコットランド	ウェールズ
賛成	64	24
反対	20	41
わからない	10	20
投票しなかった	6	15
(人)	172	263

出典：Taylor & Thomson, p.131

表12 スコットランド及びウェールズにおける「分権」の予想

分権の結果、… (%)	スコットランド	ウェールズ
スコットランド／ウェールズはイギリスから独立する	42	21
スコットランド人／ウェールズ人はより自分の国を誇りに思う	77	54
スコットランド／ウェールズの生活水準が上がる	50	29
スコットランド／ウェールズの教育水準が改善される	71	50
スコットランド／ウェールズの一般市民がより自分たちの政治に関心をもつ	79	54
スコットランド／ウェールズのイギリスにおける発言力が増す	70	50
(人)	674	684

出典：Taylor & Thomson, p.140

明していない。これもスコットランドとウェールズにおけるレンダムの結果の相違を表しているといえよう。

以上のように、ある意味ではナショナル・アイデンティティの意識はスコットランド、及びウェールズにおけるレンダムの結果に反映されているが、その他の要因——支持政党、「分権」推進のキャンペーン、「分権」によつてもたらされる変化——も、もちろん無視することはできないので、ナショナル・アイデンティティのみを過大評価することには注意が必要であろう。少なくともスコットランドにおいては、レ

フェレンダムの結果は單なるナショナル・アイデンティティの表出ではなく、広く一般にこれから「分権」改革への期待を反映したものになっているが、今後スコットランド議会が具体的に何をやつしていくかによつて、評価や人々の意識の高まりもまた変わつてくるであらう。同様に、ウェールズにおいても、これからウェールズ議会の働きいかんでは人々の意識も変化し、スコットランドと同様、ナショナル・アイデンティティに関わりなく人々の関心が高まる可能性も大いにあり得る。

さらに、今回のイギリス憲法政治における「分権」の推進もまたEUにおける「地域主義」と無関係には語ることとはできない。以下、EUにおける地域政策を概略し、それとスコットランド及びウェールズとの関係について簡単に触れることにする。

第三節 EUにおける地域政策

第一項 EUにおける「地域主義」

EUにおける一連の動きは、単にEUという国家の「外」の超國家機関の誕生だけでなく、国家の「中」からの改革をも意味している。すなわち、すでに一九七五年に「ティンデマンス・レポート」において地方自治体の代表機関の創設が提言されていたように、特に一九八〇年代に入つてからは、経済のグローバル化や欧米における「小さな政府」の推進などの「国民国家」体制の揺らぎを受け、地域開発基金の再編・強化や地方自治体諮問委員会の設置に代表される地域政策が推進されてきた。⁽¹⁸⁾元々、ヨーロッパにおいてはドイツやオーストリア、ベルギーなどでは連邦制が採用され、「地方」の独自性が強いのに加え、一九八〇年代からは中央集権の強いフランスでも地方分

権化が進んだ」とも重要な要素である。した中、一九八五年には歐州審議会は、「ヨーロッパ地方自治憲章(European Charter of Local Self-Government)」において地方自治体の主体性を認めた。

EUはいった流れの中、EU、加盟国、そして各加盟国の地方自治体という、三つのレベルの相互関係を重視する「補完性原理」(principle of subsidiarity)に基づき、マーストリヒト条約で「地域委員会(Committee of the Regions)」を設立した。

アムステルダム条約二六三條では「地域及び地方の代表者からなる委員会が、諮問機関として設立されね」と規定されている。構成員は一九九四年発足時の八九人から一九九五年に一二一人に拡大し、委員は加盟国」としての人口比によって選出され、各構成国の提案に基づき閣僚理事会によつて全会一致で任命される。任期は四年で更新可能だが、欧州議会議員との兼務は禁止されている。この委員の中から委員長と役員が二年の任期で選出される。

これらの委員をどのように選出するかは各国に委ねられている。例えば連邦制のドイツは割り当て委員数二四人を州(Land)から二一人、市町村から三人選出している。他方、中央集権国家フランスは同じ割り当て委員数二四人を地域(region)から二二人、県(department)から六人、市町村から六人選出している。イギリスは、やはり同じ割り当て委員数二四人をイングランドから一四人、スコットランドから五人、ウェールズから三一人、北アイルランドから二一人それぞれ選出している。

欧洲委員会及び閣僚理事会は、地域委員会に対して、経済的・社会的結合(Economic and Social Cohesion)(ア条約一五八条)、輸送や通信といったヨーロッパ間ネットワーク(Trans-European Networks)(ア条約一五四条)、雇用(ア条約一二五条)、社会政策(ア条約一三六条)、公衆衛生(ア条約一五一条)、教育・職業訓

練（ア条約一四九条）、文化（ア条約五一一条）など、地域レベルに関連の深い分野に関して諮問を受けることが義務づけられている。さらに地域委員会が適当と判断する場合には、「自ら「意見」（opinion）を表明することもでき、さらに欧州議会から意見を求めることもある（ア条約二六五条）。

地域委員会はあくまでも諮問機関であり、活動を開始したばかりでもあるので、現段階ではその影響力を評価するのは難しいが、少なくともEUの「補完性原理」を具現化するものとして、今後その役割が増大していくのは間違いないだろう。実際、地域委員会は、「補完性原理」に関する「意見」をいくつか提出し、その中で地域・地方の重要性を一貫して強調している。⁽¹⁹⁾また、これと関連して、地域委員会はEUの問題の一つとされている、いわゆる「民主主義の赤字」を解消するという点で、欧州議会と同様、その役割が期待されている（しかし、欧州議会がEU市民の代表であるのに対し、地域委員会はあくまでも国家内の地域レベルでの代表ということで、両者の間には本質的な差があり、両者の関係はあまり芳しいものではないといわれている。⁽²⁰⁾）。

EUにおけるこのような地域主義の発展は、いくらエスノ・ナショナリズムが強いといつても「独立」が現実的路線とはいえない少数民族から成る地域（スペインのバスク、カタルーニャ、フランスのブルターニュなど）にとっては、国内での地方分権の推進とともに、その独自性、発言力を強めていく上で重要な要素となる。もちろん、イギリスにおいても例外ではなく、スコットランドやウェールズにとっては、上記のような地方分権化とともに、国家の枠を超えてEUで独自のスタンスを確立していくことも、これから課題となっている。以下、スコットランド及びウェールズとEUとの関係を簡単に見ていくことにする。

第二項 スコットランド及びウェールズとEU

元来、イギリスが総じて EC に対して好意的ではなかつたことは周知の事実であるが、それはスコットランドやウェールズにおいても同様であった。その理由の一つは、それらの地域はイギリス国内においてすら「周辺」にあつて経済的に不利であるのに、ヨーロッパという巨大市場においては、さらに不利になるのではないかという恐れがあつたからである。⁽²¹⁾ 同時に、スコットランド及びウェールズの急進的ナショナリストにとっては「独立」、「国家主権」の獲得が課題であつたので、EC の地域政策はそれほど重要なものとは考えられていなかつた（特にスコットランドの SNP の反発は強く、一九七五年に行われたイギリスの EEC 残留の是非を問うレフュレンダムでもスコットランドは脱退を強く求めていた）。これらの地域で支持率の高い労働党やその支持母体である労働組合自体も元々 EC への加入に懷疑的だつたことから、この傾向に拍車をかけることになつた。

しかし、一九八〇年代に入つてから、こうした“反 EC”的な態度にも変化が見られるようになつた。それはサッチャー政権下での「自由市場」政策により、その恩恵を受けたロンドンを中心とした南東イングランドとその他の地域の経済格差が一層激しくなつたこと、また、上述のように中央集権化政策によってそれまでの自治がかなり狭められたことなどにより、イギリス国外に発言の場を見いだすようになつたことがある。同時に、EC 加盟国間の経済格差を是正するために設立された「ヨーロッパ地域開発基金 (the European Regional Development Fund: ERDF)」が一九七八年からイギリスにも導入されたことにより、この実施を通じてより広く、ヨーロッパ全体における各地域の独自性の確立に目が向けられるようになつたこともある。

こうした中、一九八八年の選挙では SNP はヨーロッパを見据えた新たなスローガンを展開した。すなわち、スコットランドはイギリスの一部としては内閣のスコットランド担当大臣に対するロビー活動を通じてしか EC の決定に関与できないが、独立国家としてならば、閣僚理事会に独自の代表を送ることができる、また、経済政策の決

定権がロンドンからブリュッセルに移行したとしても、前者における代表権を犠牲にする価値はある、アイルランド共和国は三〇〇〇万の人口しかないのに（独立国家として）ヨーロッパ議会に一五人の議員を送っているのに、スコットランドは五〇〇万人の人口を有しながら八人の議員しか送っていない、など、「イギリス内での独立」よりも「ヨーロッパ内での独立」が意識されるようになつた。ウェールズのプライド・カムリは、元々SNPほど反ヨーロッパではなかつたが、一九七五年のレフエレンダムの結果、ウェールズ語圏の農家を中心としてヨーロッパ共通の農業政策が支持されていることを知ると、SNP同様、積極的にECの農業政策やECにおける少数民族の文化保護の動きを支持するようになつた。⁽²³⁾

こうした流れは、ブレア政権下での新たなEU政策及び「分権」政策の推進によって、さらに進んでいくであろう。実際、一九九七年に出された白書「スコットランド議会」では、その五章においてスコットランド議会とEUとの関係が論じられている。そこでは、あくまでも「イギリス国内で」という慎重な表現を用いつつも、スコットランド省大臣の閣僚理事会への参加といった、スコットランドがEUにおいてより積極的に発言していくような提言がなされている。また、ウェールズの非政府調査機関が出した提言『ヨーロッパにおけるウェールズ』においても、より積極的なEUへの関与、及びEU機関とウェールズ議会の提携が主張されている。⁽²⁵⁾

EUにおける地域政策、及び地域委員会の今後の展開も、イギリスにおいて始まつたばかりの新たな「分権」システムとともに未知数であり、それがどのような効果をイギリス国内外にもたらすのかについては今のところ何ともいえない。EUが「国民国家」の枠組みを大きく変えることがなかつたように、両者の流れは極めて緩やかに進んでいくことになるだろうが、政策決定過程への関与形態の多様化は、民主主義の実現という観点からすれば、人々の意識を従来の「国民国家」とはまた違つた、より多面的・多層的な方向に導くことになるに違ひないだろ

う。

おわりに／イギリスにおける「多文化主義」と citizenship の多義的意味

第一章で見たように、イギリスの「国籍」概念は他の欧米諸国と比べると、かなり特殊なものとなっている。それは、単にイギリスが不文憲法の国である、というだけでなく、歴史的に「大英帝国」の宗主国として、各植民地の国民とのつながりを国王との関係で捉えてきたことによる。すなわち、イギリスにおける membership の分類の基準は原則として、国王の「臣民(subject)」か、それ以外=外国人しかなかつた。戦後、これらの植民地が独立して新たに Commonwealth が形成され、その内部での移民統制の問題が表面化していくと、citizenship 概念に新たに「居住権(right of abode)」という概念が結びつけられるようになつた。⁽²⁷⁾ 他国においては citizenship に不可欠とされる入国の権利と必ずしもリンクしていない、このような新しい citizenship 概念が、EU 内部における移動の自由との関係で新たな差別問題を生じさせぬいふについてはすでに詳述したが、他方でこうした従来の固定観念に囚われない、よく言えば柔軟な membership のペルクマールは、例えば定住外国人の法的地位を考える際に一つの示唆を与えることになるのではないかとの指摘もある。⁽²⁸⁾

イギリスにおける独特的 membership の捉え方は、やむに「イギリス」という国自体の成り立ちに遡るところがあふる。元々「ヨーロッパ、スコットランド、そしてアイルランド」という、別個の“國家”と徐々に結合していくことによって成立したイギリスは、membership の一つの側面ともいふべき「ナショナル・アイデンティティ」という点においてもかなりの多様性を有してこなすとほすで述べたとおりである。⁽²⁹⁾ こうした多様な「ナショナル・ア

イデインティティ」に対して、今度新たに制度面においても「分権」という形で「非墨付き」が与えられることになった。い)のような地域・地方の自立性の尊重はイギリス国内に限ったことではなく、EU全体の政策方針でもある。

個人と国家の結びつきがますます多様化しつゝある今日、citizenship 概念の機能的再検討の必要性が叫ばれて久しいが、そこで求められているのは「国民／外国人」という単純な一分論の再構成だけでなく、外国人や国内の少数民族をも含めた「近代国民国家のマイノリティ」を重層的に捉えることであろう。⁽³⁰⁾ EU'Commonwealth' そして地方という様々なレベルで浮かび上がつてくるイギリスにおける citizenship 概念の多義性・多様性は、決してイギリスに特殊な問題ではなく、現代のすべての「国民国家」が抱える問題を考える上で、多くの示唆を与えてくれるものと思われる。本稿はイギリスの事例から得られるそうした視点を指摘することとし、そこから得られる日本を含めた今後の citizenship のあり方にに関する分析は今後の課題とした。

注

- (1) イギリス人権法については、江島晶子「イギリスにおけるヨーロッパ人権条約の国内法化——一九九八年人権法と国際人権法の共生関係の可能性——」明治大学短期大学紀要六六号(1998年)、同「一九九八年イギリス人権法の実施過程に関する検討——「人権の世紀」のためにとりくむ Alternative —」法学新報一〇八巻三号(1998年)、元山権『イギリス憲法の原理』(法律文化社、一九九九年)一五五頁以下参照。
- (2) イギリスにおけるレフ・ヘレンダムの歴史及びその意義については、千葉僚「スコットランド・ウェールズでの分権レフ・ヘレンダムに関する一考察」駒沢大学大学院公法学研究二四号(1998年)、同「現代イギリス憲法とレフ・ヘンダム実施原理(一)」同二二四頁(1998年)を参照。
- (3) B. Jones & M. Keating, *Nations, Regions, and Europe: The UK Experience*, p. 91-92 in B. JONES & M. KEATING

- EDS., THE EUROPEAN UNION AND THE REGIONS (Oxford University Press, 1995).
- (4) B. TAYLOR & K. THOMSON EDS., SCOTLAND AND WALES: NATIONS AGAIN? (University of Wales Press, 1999) p. 175.
- (5) 佐久間耕之『歴史から多民族国家へ』と「多元文化」と「多文化」の歴史的考察 (昭和書院) | 一九九八年 | 四十頁。
- (6) Scotland Act, sec. 85; Wales Act, sec. 80.
- (7) BBC の懸念は [#Scotland](http://www.bbc.co.uk/politics97/devolution/scotland/briefing/79referendums.shtml).
- (8) PETER WAGSTAFF, ED., REGIONALISM IN THE EUROPEAN UNION (Cromwell Press, 1999) p. 22-23; B. TAYLOR & K. THOMSON, *op. cit.* (4), p. 178.
- (9) *Id.*, p. 178-9.
- (10) John Tomane, *End of the Empire State? New Labour and Devolution in the United Kingdom*, 24 INTERNATIONAL JOURNAL OF URBAN AND REGIONAL RESEARCH, 675-688, at 681 (Sep. 2000).
- (11) S. DE SMITH & R. BRAZIER, CONSTITUTIONAL LAW AND ADMINISTRATIVE LAW (8th ed., 1998), p. 64.
- (12) B. TAYLOR & K. THOMSON, *op. sit.* (4), p. 182.
- (13) B. JONES & M. KEATING, *op. cit.* (3), p. 93.
- (14) Scotland's Parliament, Cm. 3658 (1997); A Voice for Wales, Cm. 3718 (1997).
- (15) 本稿で使用したトマース・ケーリー調査の結果は, CREST (Centre for Research into Elections and Social Trends) が行なったのが掲載された *Bridget Taylor & Katarina Thomson, eds., Scotland and Wales: Nations Again? (University of Wales Press, 1999)* を引用したものです。トマースの結果は、議題を実施方法及び質問事項などによっては、
<http://qb.soc.surrey.ac.uk/surveys/bes/bes97.htm#four> を参照。
- (16) ケーリーによると、憲法修正案の設立が一九八九年（昭和64年）の「少數」の動向を注視して、「少數」の支持が始まったのは、九ヶ月前であった。
- Id.*, p. 30.
- (17) B. TAYLOR & K. THOMSON, *op. sit.* (4), p. 76.
- (18) 三一七二年から一九五〇年代頃から、ヨーロッパ地域議会 (CEMR: Council of European Municipalities and

Regions. | 九五一年設立) へこむた地方自治体間の相互協力組織が多数形成されていた。正駒朝香・坂井一成「地域からな
る—EU地域委員会の創設とその役割」海外事情四八卷一〇号(11000年)七七頁。

(19) 地域委員会は一九九六年七月に「EUにおける地域・地方政府」、一九九九年三月に「補完性原理に関する意見——補完性原理の発展に向けてのアピール」、同年九月に「欧州の中核たる地方・地方政府についての意見」を提出している。同上、八七頁。

- (20) 同上、八二頁。
- (21) B. JONES & M. KEATING, *op. cit.* (3), p. 93-4.
- (22) 一九七五年のノーハンヘンダムの残留賛成は、イギリス全体で六七・一〇%、イングランドで六八・七〇%、ウェールズや北・北アイルランドでは五八・四〇%、北アイルランドでは五二・一〇%だ。*Id.*, p. 95.
- (23) *Id.*, p. 96-7.
- (24) Scotland's Parliament, Cm 3658 (1997).
- (25) SIR JOHN GRAY AND JOHN OSMOND WALES IN EUROPE: THE OPPORTUNITY PRESENTED BY A WELSH ASSEMBLY (1997).
- (26) Ann Dummett, *Citizenship and National Identity*, p. 214, in ROBERT HAZELL ED., CONSTITUTIONAL FUTURES: A HISTORY OF THE NEXT TEN YEARS (Oxford, 1999).
- (27) 諸細々、拙稿「米国・国民」におけるcitizenship概念の新たな展開——イギリスを例に——(1) 獨協法第57号(11000年)一九七頁以下参照。
- (28) 佐藤潤一「居住権についての憲法的考察—地域的市民権と居住権—」専修法研論集一九号四七頁以下(11001年)。
- (29) 特にストラトフォード・イングランドとの関係が、当初は同じ国王に忠誠を誓うだけのそれぞれ別個の政治共同体であつたところが植民地アメリカの政治体制、ひいては主権概念に与えた影響は大きいといえる。この点につき、拙稿「臣民権からの市民権へ—新しい国籍・市民権概念の誕生」一橋論叢第一一二卷一號(一九九四年)参照。
- (30) 佐久間、前掲注(5), v頁。